

7 消安第3099号

令和7年9月10日

公益社団法人日本技術士会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長

総合防除実践ガイドラインの策定について

今般、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第22条の2第1項に基づく「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針」（令和4年農林水産省告示第1862号）を補足するとともに、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に則って「予防・予察」に重点を置いた総合防除の一層の推進及び現場への浸透が図られるよう、別添のとおり総合防除実践ガイドラインを策定したのでお知らせします。

地方公共団体、独立行政法人や大学等の試験研究機関、農業者の組織する団体、防除等に関する専門的知見を持つ団体及び農薬や防除資材等を扱う民間事業者並びに農業者が一体となり、総合防除についての理解を醸成し、全ての関係者それぞれの役割分担の下、総合防除の実践体制の構築及び強化が求められることから、内容について御了知の上、貴職から関係者に対して周知をお願いします。

なお、「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）は、廃止します。